

3 子どもたちのためのよりよい教育環境の実現に向けた4つの取組

ブロックごとに導入時期や方法を調整しながら、次の4つの取組を進めます。

4 つ の 取 組

- | | | | |
|-----|--|---|-------|
| (1) | 小学校及び中学校における学校配置の見直し | … | P. 5 |
| (2) | 区内全小学校における指定外就学基準 ^{*2} の拡大（距離） | … | P. 7 |
| (3) | 中学校における学校選択制の導入（特定地域選択制） | … | P. 9 |
| (4) | 区内全中学校における指定外就学基準 ^{*2} の拡大（部活動） | … | P. 11 |

*1 「大阪市学校適正配置審議会」大阪市が設置する有識者で構成する審議会で、学校の配置や規模の適正化について答申を行っています。平成 22 年度の答申では、クラス替えができない学年がある 11 学級以下の小学校を、教育環境に課題を抱える小規模校として定義しています。生野区では平成 25 年度現在 19 小学校中 13 校が適正配置対象校となっており、そのうち2校については、課題解決に向け速やかに取組を進める必要があるものに分類されています。

*2 「指定外就学基準」特定の条件を満たす場合に、通学区域校以外の学校を希望できる制度です。なお、制度改正により平成 26 年4月から「指定校変更基準」となります。

(1)

小学校及び中学校における学校配置の見直し

～ 3つの大きな課題の根本的な解決のために～

ブロックごとに、適正な規模の学校がバランスよく配置されるよう、以下の点を柱として検討していきます。

小学校においては、本市学校適正配置審議会答申に基づき、

- ◆ クラス替えが可能な学年2学級以上（学校あたり12学級以上）

中学校においては、小学校の規模など当区の実情に応じて、

- ◆ 学校あたり原則2つ以上の小学校から進学

※ 学級あたりの最大人数は、小学校低学年35名、中学校含む小学校高学年以上40名です。

【検討開始時期】

平成26年度から

【見直しの進め方】（P.13「取組計画」参照）

答申で、課題解決に向け速やかに取組を進める必要があるものに分類されている2校を含む全小学校が適正配置対象校で、喫緊に取組が必要なAブロック及びBブロックから検討をはじめます。

西側エリア（Aブロック及びBブロック）の見直しが完了次第、東側エリア（Cブロック及びDブロック）の見直しの検討をはじめます。

< 具体的な取組の流れ >

STEP 1 （ブロックごとに）

学校配置の見直しにあたっては、各ブロックごとの適正な学校規模となる目安（P.6図2参照）に基づき、保護者をはじめ地域住民のみなさんと教育委員会事務局、区役所、学校が意見交換を行います。

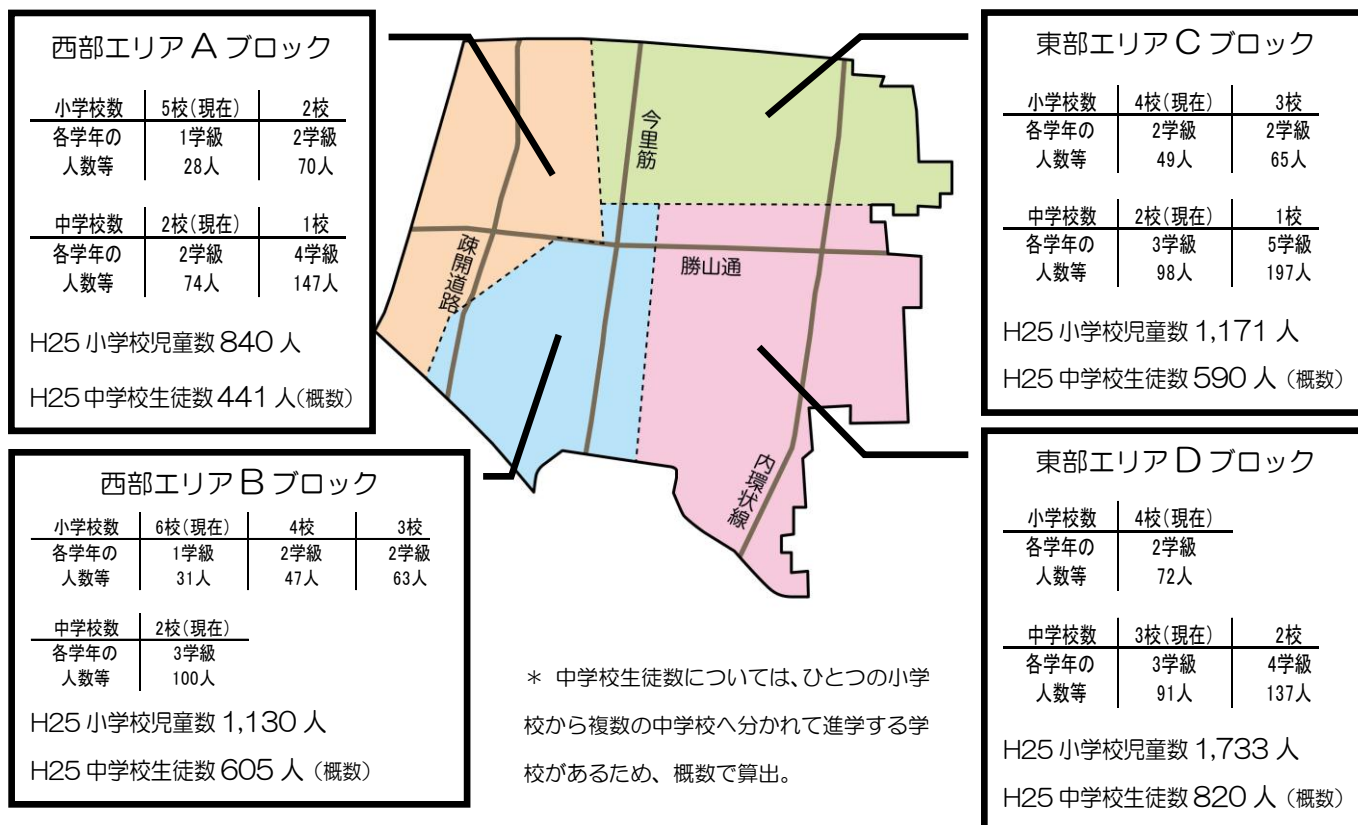
STEP 2 （対象校下ごとに）

意見交換の内容を尊重しながら、区長が統合対象校や統合に関する取組などについて「学校統合計画（案）」を策定します。

STEP 3 （対象校下ごとに）

学校統合計画に基づき統合対象校下で協議会を立ち上げ、学校名や通学路など具体的な内容について保護者をはじめ地域住民のみなさんと教育委員会事務局、区役所、学校が検討を進めるとともに、学校施設の増改築などに伴う設計や整備を進めます。

図2 ブロックごとの適正な学校規模の目安 (平成25年度の児童生徒数を基に算定)



よくある質問とその回答 ①

Q1. 校区を変更すれば課題は解決するのではないかな?

生野区のように狭い範囲にたくさんの学校があり、規模の小さい学校が7割を占めるような地域で校区変更を行うと、互いの学校への影響が非常に大きくなります。十分に課題を整理し一つひとつ丁寧に対応していくことが必要です。

Q2. 学校選択制(自由選択制)を導入すれば課題は解決するのではないかな?

本市で導入する学校選択制では、教育委員会が定める基本ルールにより、各学校での受入れは、通学区域の子どもの入学枠を確保したうえで、各学校の現状の施設規模や学級数に応じて設定される受入れ可能枠内に限られており、それを超える選択希望があった場合は、抽選で入学を決定することから、小規模な学校の解消方法としては必ずしも有効な方法とはなりません。

課題の根本的な解決には、区の実情に応じた様々な手法を組み合わせ慎重に対応していくことが大切です。

Q3. 統合にあたっての協議会はどのような構成員になるのかな?

協議会は保護者をはじめ地域住民で構成されます。教育委員会事務局や区役所の担当課が窓口となり、学校関係者も交えて話し合いを進めていきます。

(2)

区内全小学校における 指定外就学基準の拡大（距離）

～より近くの小学校への入学を希望できる機会を提供します～

【制度導入にあたって】

- ◆ 当制度は、通学区域に課題を抱える当区の特に小学校低学年児童で高いニーズに応えるため、現在の校区的なつながりを保ちつつ、遠くの学校まで通学する方がより近くの学校への入学を希望できる機会を提供することを目的としています。
- ◆ 中学校においては、生徒自らで一定水準の安全確保が可能であるとの判断により、当制度の対象としない判断を行いました。

【実施時期】

平成 27 年 4 月から（入学時のみ）

【希望できる方】

区内小学校に入学する方（全校区）

【適用条件】

自宅玄関から住所地により指定される通学区域校*³の正門までの直線距離が概ね 400m 以上あり、指定校よりも近くに別の学校がある場合（ただし、区内に限ります）

400m 算定の考え方は、低学年児童の歩行速度を大人の標準歩行速度 80m（毎分）の 2/3 程度と想定し、通学に概ね 10 分以上を要する区域を、実際の歩行ルートなどを勘案して直線距離で概ね 400m と規定。

標準歩行速度は「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」から引用。

ご注意ください！

- ❗ 新入学時のみ希望できます。（希望は第 1 希望のみ可能）
- ❗ 各学校で設定される受入可能人数*⁴を超える希望があった場合は、公開抽選で就学者を決定します。
- ❗ 抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校*³に就学していただきます。（通学区域校には必ず就学できます。）
- ❗ 自転車通学はできません。
- ❗ 障がいのあるお子さんの通学など安全に特に配慮を要する等の場合は、1 月頃に送付する就学通知書が届いてから、区役所窓口サービス課（就学事務担当）にご相談ください。

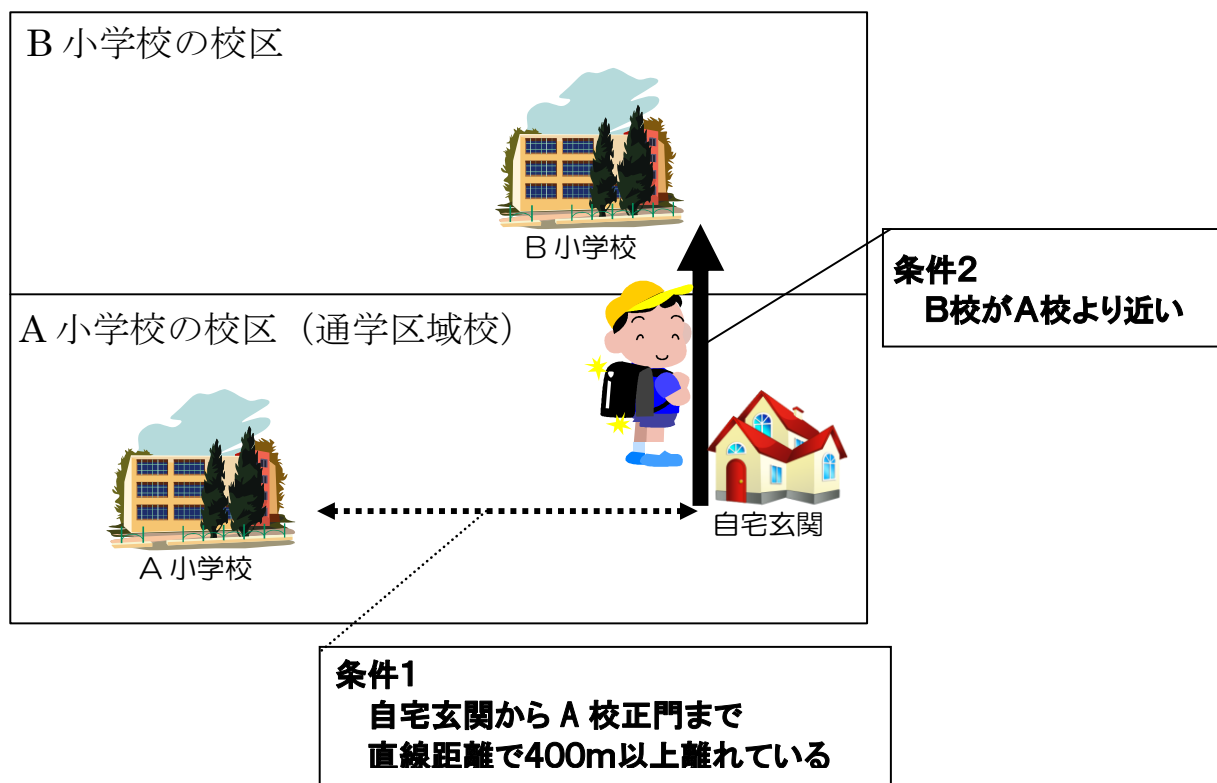
【参考】併せてご確認ください。

- ・資料 4 学校選択制・指定外就学基準の適用による学校決定までの流れ（例）
- ・資料 5 指定外就学要件一覧
- ・資料 6 通学区域（概況）
- ・資料 7 小学校及び中学校通学区域（現況）

*³ 「通学区域校」規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。

*⁴ 「受入可能人数」学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定します。

図3 指定外就学基準の拡大（距離）の制度概要



よくある質問とその回答 ②

Q1. 当要件を適用して通学区域校ではない小学校に通学した場合、中学校へ進学する際にはどこが進学先になるのか？

住所地により指定される（本来の）通学区域校である小学校の進学先の中学校になります。その中学校が、現在通学している小学校の進学先と異なる場合は、学校選択制や指定外就学基準を適用して、別の中学校を希望することは可能です。その場合も、各学校で設定される受入れ可能枠を超えた希望があった場合は、希望者の中で抽選となります。

「全市統一の指定外就学基準」の適用を受けている場合は、引き続き同基準を適用して進学先を変更できる場合があります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

Q2. 外国籍だが制度は利用できるのか？

生野区に住民登録がある方であればどなたでも指定外就学基準や学校選択制の適用対象となります。外国籍住民の方は、小学校に入学予定の前年度の9月頃に送付する「入学申請書」を区役所にご提出いただく必要があります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

(3)

中学校における 学校選択制の導入（特定地域選択制）

～教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供します～

【制度導入にあたって】

- ◆ 「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」といった学校選択制が本来果たすべき目的を達成していく観点から、東側エリアの中学校でのみ選択制を導入することとし、取組計画前期（P.13「取組計画」参照）に再編に取りかかる西側エリア（A、Bブロック）の再編が完了してから、全中学校で選択制の導入を目指します。
- ◆ 生徒の希望や個性に応じた特色ある学校が適切に選択できるよう、学校説明会や学校公開を実施するなど学校情報の公開に努めます。

【実施時期】

平成 27 年 4 月から（入学時のみ）

【希望できる方】

東側エリア（C・Dブロック）の小学校下に居住し、区内の中学校に入学する方

【希望できる範囲】

東側エリア（C・Dブロック）にあるすべての中学校

【その他】

- ◆ 住所地により指定される通学区域校*³には必ず就学可能です。
- ◆ 通学区域校*³とは別の学校への就学を希望し、その学校の受入れ可能人数を超えた場合は、希望者の中から公開抽選で就学者を決定します。
- ◆ 抽選となった場合、希望者のうち①兄弟関係、②進学先中学校の順に優先的事項として配慮します。（優先条件）

ご注意ください！

- ❗ 新入学時のみ希望できます。（希望は第2希望まで可能）
- ❗ 受入可能人数*⁴を超える希望があった場合は、公開抽選で就学者を決定します。
- ❗ 抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校*³に就学していただきます。（通学区域校には必ず就学できます。）
- ❗ 自転車通学はできません。

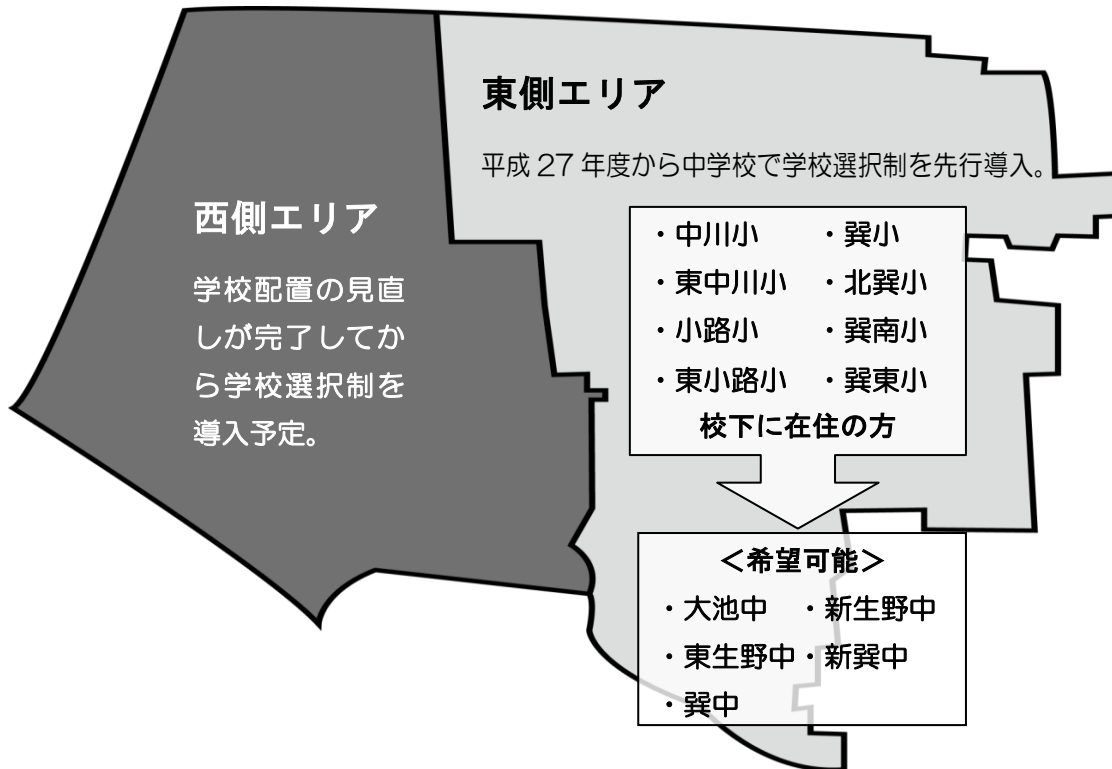
【参考】併せてご確認ください。

- ・資料4 学校選択制・指定外就学基準の適用による学校決定までの流れ（例）
- ・資料6 通学区域（概況）
- ・資料7 小学校及び中学校通学区域（現況）

*³ 「通学区域校」規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。

*⁴ 「受入可能人数」学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定します。

図4 中学校における学校選択制の概要



よくある質問とその回答 ③

Q1. 小学校では学校選択制を導入しないのか？

小学校については、当区では小規模校の割合が7割を超えており、制度目的を果たしていく環境が整っていないことから、学校選択制の導入を行いません。

Q2. 西側エリアにある小学校下に居住しているが、指定外就学基準の適用（全市統一の要件）で東側エリアの小学校に通学している。中学校に進学する際に学校選択制を活用できるのか？

学校選択制が適用されるのは東側エリアの小学校下に居住する方ですので、西側エリアの小学校下に居住している方は学校選択制は活用できません。ただし、全市統一の指定外就学基準を適用して就学している場合、進学時も引き続き制度を活用して通学区域校を変更できることがあります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

Q3. 学校選択制と指定外就学基準の違いがよくわからない。

それぞれの制度の目的により、適用対象や内容に違いがあります。

- ・学校選択制：生徒や保護者が教育活動など学校の特色によって就学する学校希望できる
- ・指定外就学基準の適用：特段の理由があり、一定の条件を満たす場合に、通学区域以外の学校への就学を認める例外規定、

(4) 区内全中学校における 指定外就学基準の拡大（部活動）

～「やりたい部活動」のある学校への入学を希望できる機会を提供します～

【制度導入にあたって】

- ◆ 住所地により指定される進学先中学校にない部活動を行いたい場合に、当該部活動がある別の学校への入学を希望できる機会を提供します。
- ◆ 部活動は本市部活動指針*⁵に則って行われる学校の課外活動です。顧問の異動等により活動内容に変動がある可能性があることを予めご理解ください。
- ◆ 学校選択制実施校においては、まず選択制による希望者が優先されます。

【実施時期】

平成 27 年 4 月から（入学時のみ）

【希望できる方】

区内中学校に入学する方（全校区）で、進学先中学校にない部活動を希望する方

【希望できる範囲】

区内全中学校

ご注意ください！

- ❗ 新入学時のみ希望できます。（希望は第 1 希望のみ可能）
- ❗ 受入可能人数*⁴を超える希望があった場合は、公開抽選で就学者を決定します。
- ❗ 抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校*³に就学していただきます。（通学区域校には必ず就学できます。）
- ❗ 自転車通学はできません。

*³ 「通学区域校」規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。

*⁴ 「受入可能人数」学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定します。

*⁵ 「大阪市部活動指針」平成 25 年 10 月に教育委員会が策定した部活動に関する基本的なあり方を示したものです。

詳しくは、教育委員会事務局ホームページをご確認ください。

よくある質問とその回答 ④

Q1. 制度を使って学校を希望したい場合、手続きなどはどうすればいいのか？

制度の導入が決定すれば来年以降、秋頃に次年度入学予定者に対し「部活動一覧」を送付し、1 月頃に「就学通知書」とともに送付する申請書を提出していただきます。詳しい流れは資料 4 をご参照ください。

Q2. 希望していた部活動が入学後廃部されたらどうするのか？

部活動は課外活動であるとともに教員には異動があり、希望する部が必ず存続する訳ではないことを予めご了承ください。なお、入学後に廃部などで部活動を継続できない場合も、引き続き就学し続けることとなります。原則として、入学後に学校を変更することはできません。

<障がいのある児童生徒の就学について>

教育環境の再編に向けた取組に関して、障がいのある児童生徒の就学については、早い時期から個別の就学相談を通じ子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、丁寧な対応を行っていきます。

長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況等や本人及び保護者の意向など個別のケースに応じた丁寧な対応を行っていきます。



4 取組計画

平成 34 年度の再編完了を目指し、平成 26 年度から平成 29 年度までを前期予定、平成 30 年度から平成 33 年度までを後期予定として、各ブロックごとに取組を進めていきます。

表2 取組計画の概要

時 期		西側エリア		東側エリア	
		Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック
平成 25 年度		再編方針の決定			
前期 4 か 年	平成 26 年度	① 地域住民のみなさんと意見交換（各ブロックごと） ② 区長が「学校統合計画（案）」を決定（対象校下ごと） ③ 学校統合協議会の立ち上げ（対象校下ごと）		中学校における学校選択制 先行実施に向けた準備	
	平成 27 年度	区内全小学校における指定外就学基準の拡大（距離） 区内全中学校における指定外就学基準の拡大（部活動）		中学校における学校選択制先行実施	
	平成 28 年度	・ 統合協議会で統合内容を検討 ・ 施設設計、整備などの準備		↓	
	平成 29 年度	・ 新しい学校環境への移行準備の完了			
後期 4 か 年	平成 30 年度	新しい学校環境での就学開始 中学校における学校選択制 後発実施に向けた準備		① 地域住民のみなさんと意見交換（各ブロックごと） ② 区長が「学校統合計画（案）」を決定（対象校下ごと） ③ 学校統合協議会の立ち上げ（対象校下ごと）	
	平成 31 年度	中学校における学校選択制後発実施		↓	
	平成 32 年度	・ 統合協議会で統合内容を検討 ・ 施設設計、整備などの準備 ・ 新しい学校環境への移行準備の完了			
	平成 33 年度				
平成 34 年度		区全体の教育環境再編完了			

* 最短の場合のモデルスケジュール

